

デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく

国土交通省における中長期計画

1. 基本事項

(1) 目的

本計画は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定、以下「重点計画」）の策定を受け、国土交通省におけるデジタル社会の実現に向けた取組を推進し、単なる業務のデジタル化にとどまらず、国民目線でのサービス創出や更なるデータの利活用などを通じて、我が国が目指すデジタル社会すなわち「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現に寄与することを目的とする。

(2) 現状と課題

国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務として幅広い行政分野を担当している。これらの業務を遂行するため、本省内部部局のほか、25の地方支分部局と4つの外局を有するなど、大規模な組織構成となっており、それらの各部局等において、約250の大小様々な情報システムを保有・運用しているとともに、多くの行政手続を所管している。

国土交通省は、所管する行政手続数、保有するデータの量いずれにおいても政府の中で大きな割合を占める省庁であり、デジタル社会の実現に向け、積極的に取り組む必要がある。

このため、重点計画を踏まえた以下の主要課題に対応する。

① 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

重点計画において、各府省庁は、利用者中心の行政サービスを実現するため、行政手続のデジタル化を推進することが求められている。国土交通省は約12,000種類の行政手続等（2021年（令和3年）3月31日現在。令和3年度棚卸調査の結果に基づく。）を所管している。このうち、規制改革実施計画（令和4年6月閣議決定）において、令和7年までにオンライン化するとされた、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続は約3,900種類であり、うちオンライン化実施済みの行政手続は約1,900種類（約48%）となっている。オンライン化未実施である約2,000種類の行政手続については、利用者中心の行政サービスの実現並びに行

政運営の簡素化及び効率化が図られるよう、オンライン化を前提とした業務改革（BPR）や制度そのものの抜本的な見直しを行うとともに、システム化にあたっては、処理件数の規模、業務の複雑性等により個別システムによるべきもの、汎用的なシステムで申請受付から審査、通知等の申請業務に係るプロセスを一貫して処理すべきものを費用対効果の観点等から見極め、令和 7 年までのオンライン化実現を目指して取り組む。

また、既にオンライン化実施済みの行政手続についても不断の見直しを行い、オンライン利用率の引き上げを図る。

② マイナンバーを活用した行政・民間サービスの利便性向上

政府においては、2022 年度（令和 4 年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国に行き渡ることを目指している。その実現に向け、重点計画において、「利活用の拡大に当たっては、マイナンバーカードが持つ本人確認・認証機能を、デジタル社会の基盤として徹底的に利活用していくため、その用途の充実や、それを利活用した取組への支援を強化する」とともに「マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスの様々な局面での利用を進める」等としている。こうした取組の一環として、国土交通省としても、所管する民間事業者がマイナンバーカードを活用した新たなサービスを創出できるよう各種支援を行うなど、マイナンバーカードの普及の推進、利活用の拡大に向けた取組を推進する必要がある。

また、政府においてはマイナンバーカードの普及とともに、マイナンバー制度の利活用を推進することにより、行政手続における添付書類の削減、手続時間の短縮等、国民の利便性の向上に繋げることを目指しており、国土交通省としても積極的に取り組んでいく必要がある。

③ オープンデータの推進

重点計画において、公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータを推進することとされている。その一環として、各府省庁は、公共データの案内・横断的検索を目的としたオープンデータのウェブサイトである「データカタログサイト（「DATA.GO.JP」）」において、オープンデータを公開している。国土交通省の保有するデータのデータカタログサイトにおけるデータセット数は全府省庁合計 24,291 データセットのうち、3,532 データセット（約 15%）であり、分野別で見ると、「国土・気象（1,838）」、「住宅・土地・建設（1,064）」、「運輸・観光（440）」、「行財政（185）」、「情報通信・科学技術（3）」、「人口・世帯（2）」となっており、引き続きデータカタログサイトの充実に取り組んでいく。なお、データカタログサイトについては、データの省庁側からの登録、ユーザーからの閲覧双方の使い勝手を向上させるためのシステム更改を行っており、令和 4 年度中には

様式 1

更改したシステムの運用が開始されることとなっている。

また、上記の関係省庁と連携した取組に加え、官民連携・協業により、業界を横断したデータの活用・基盤の共有化を実現することで、新たな産業やビジネスを生み出すサポートを行い、競争力のある社会の実現を目指す。

(3) 計画目標

重点計画を踏まえた上記課題に直結する目標を以下のとおり設定する。

① 利用者中心の行政サービスの確立

- ・オンライン化未実施である約 2,000 種類の行政手続等について、令和 7 年までのオンライン化実現を目指して取り組む。
- ・利用者に資する行政サービスのオンライン化実施の 3 原則（※）を遵守する。
 - ※デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結
 - ワンスオンリー：一度提出した情報は二度提出が不要
 - コネクテッド・ワンストップ：民間を含む複数の手続・サービスを一元化

② 行政サービス、行政データ連携の推進

- ・行政サービスや行政データの連携に関する各種標準やシステム基盤が整備されており、民間サービスと行政サービス及び行政データの連携が行われていること
- ・行政サービス及び行政データが、設計段階から、他の機関や他のサービスとの連携を意識して構築されていること

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(1) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

・令和 4 年 6 月 3 日に開催された第 4 回デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」）が決定された。一括見直しプランでは、目視規制等の 7 項目に関する法律、政令及び省令等の約 7,000 条項について見直しを行うこととされており、うち、国土交通省関係の規制は約 1,300 条項となっている。

また、一括見直しプランでは、令和 7 年 6 月までを「集中改革期間」と位置付けているが、第 4 回デジタル臨時行政調査会における総理指示も踏まえ、規制のデジタル化を令和 6 年 6 月までに完了することを原則とする。

・なお、見直しにあたっては、

- ①BPR により、新規のシステム整備を行わずに規制の見直しができないか
- ②既存のシステムを活用して、規制の見直しができないか

- ③一つの共通システムにより、複数の規制の見直しができないか
といった視点も踏まえ、見直しを実施する。

(2) デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底

各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき整備されるガバメント・クラウド、ガバメントソリューションサービス、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行にあたっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウドへの移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底した業務改革（BPR）を行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、運用経費及び改修経費の3割削減によるシステム経費の最適化を図るとともに、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新する。

また、利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、ネットワーク更改等を契機に、ガバメントソリューションサービスへ移行するため、デジタル庁と連携して取組を進める。

このため、PMO に各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメント・クラウドやガバメントソリューションサービス移行にあたって、集中的に BPR・システムのモダン化等のシステム刷新を行う。これらの取組は、適時・適切にプロジェクト計画書に反映し、PMO において実施状況を管理する。

(3) 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化

本計画の取組を確実に実施するため、各情報システムにおいてプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつ PMO において同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

また、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組み、PMO・PJMO の推進体制の強化を図る。

(4) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタル庁の発足をはじめ、我が国政府におけるデジタル社会形成に向けた取組みが加速しており、国土交通省としても、こうした流れと連携しながら、これまでも増して省横断的な取組み、例えば国民目線でのサービス創出や更なるデータの利活用など、社会全体の DX の推進を通じ、あらゆる人々にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現していく必要がある。また、DX を推進するにあたり、単なる行政サービ

様式 1

ス・業務のデジタル化にとどまるのではなく、次の新しい産業・ビジネスや行政サービスの創出という意識を持つことや、組織文化の変革等が重要である。こうした考え方のもと、国土交通省として国民、所管業界及び関係府省庁等の関係者との連携を一層強化しながら、デジタル社会形成の一翼を担っていく。